



別記 1

一般財団法人札幌市住宅管理公社公告第 2024-20 号

事後審査型郵送一般競争入札の公告（業務、入札案件）

一般競争入札を行うので、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第6条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年（2024年） 4月17日

一般財団法人札幌市住宅管理公社  
理事長 大古 聡



記

1 契約担当部

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目

一般財団法人札幌市住宅管理公社総務部総務課（契約担当）

電話 011-211-3381

FAX 011-221-4438

2 対象業務

「北野小学校ほか4校照明設備改修工事実施設計」

3 入札参加資格

(1) 「単体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の**共通事項**の条件及び対象業務ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

また、下記6に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

**共通事項**

ア 一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第2条の規定に該当しない者であること。

イ 令和5・6年度一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者名簿に対象業務ごとに定める業種で登録していること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、札幌市競争入札参加資格者として対象業務ごとに定める業種の再認定を受けていること。）。

ウ 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記イに掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える





- 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 対象業務ごとに定める技術者等の条件を満たすこと。
- キ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (ア) 資本関係
    - a 子会社等(会社法(平成17年度法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。)の関係にある場合
    - b 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
  - (イ) 人的関係
    - a 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
      - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
        - ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
        - ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
        - ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
        - ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
      - (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
      - (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
    - (d) 組合の理事
    - (e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者
  - b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合
  - c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
  - 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象業務ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

また、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記6に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

**共同企業体の結成条件**

- ア 構成員の数が対象業務ごとに定める範囲内であること。
- イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同履行を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- エ 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。





#### 4 入札説明書の交付

- (1) この公告の日から対象業務ごとに定める入札書提出期限の前日までの毎日、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページにおいてダウンロードすることができる。  
( <https://s-j-k.or.jp> )
- (2) この公告の日から対象業務ごとに定める入札書提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、1に示す契約担当部においても交付する。

#### 5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

- (1) 提出期間  
入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに1に示す契約担当部へ申請書及び資料を持参しなければならない。
- (2) 提出方法  
対象業務ごとに別表にて定める。

#### 6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要領（平成14年7月31日制定）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）の内訳書については、次の(1)～(3)に定める条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 内訳書の提出があること。
- (2) 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。
- (3) その他内訳書の内容に疑義がないこと。

#### 7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書提出期限 対象業務ごとに別表にて定める。
- (2) 開札の日時 対象業務ごとに別表にて定める。
- (3) 開札場所 札幌市中央区北1条西2丁目  
一般財団法人札幌市住宅管理公社2階会議室
- (4) 提出方法 別表で示す入札書提出期限までに、1に示す契約担当部へ簡易書留郵便で送付すること。詳細については、入札説明書を参照のこと。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金  
免除
- (2) 契約保証金  
免除
- (3) 入札の無効  
次に掲げる入札は、無効とする。なお、カ～ケに掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。  
ア 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札  
イ 入札書に記名又は押印がなされていない入札  
ウ 入札書の入札金額を訂正した入札  
エ 2以上の入札書を提出した者の入札  
オ 入札書の内容が確認できない入札  
カ 入札に関し不正の行為をした者の入札  
キ 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札  
ク 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札  
ケ 落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札
- (4) 落札者の決定方法  
対象業務ごとに定める。
- (5) 理事長が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り





- 消すことがある。
- (6) 詳細は別表及び入札説明書による。